

(平成24年6月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日は6万5,000円、同年12月26日は59万6,000円、16年6月30日は27万7,000円、同年12月27日は59万6,000円、17年6月30日は29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から⑤までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年 6月30日  
② 平成15年12月26日  
③ 平成16年 6月30日  
④ 平成16年12月27日  
⑤ 平成17年 6月30日

A株式会社に勤務していた当時、賞与が支給されていたのに、国（厚生労働省）の記録では、標準賞与額の記録が無い期間がある。

当時の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間について標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A株式会社においては、申立期間当時、申立期間に係る標準賞与額の届出が確認できないが、複数の同僚が、同社では申立期間①から⑤までにおいて、賞与を支給し、同賞与から厚生年金保険料を控除していたと供述している。

また、上記同僚のうち一人は、申立期間①から⑤までに係る賞与明細書を所持している上、同明細書から、当該同僚は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において、夏は給与支給額の2か月分、冬は給

与支給額の3か月分の賞与の支払いを受けていたと主張しているところ、B市から提出のあった市民税・都道府県民税所得課税証明書（以下「課税証明書」という。）によると、課税証明書に記載されている申立人の給与支払金額は、平成15年、16年及び17年において、オンライン記録にある申立人の標準報酬月額から推計される給与支払額に、その主張する賞与額を加えた額とほぼ一致することが確認できる。

加えて、課税証明書に記載されている申立人の社会保険料控除額は、平成15年、16年及び17年において、オンライン記録にある申立人の標準報酬月額から推計される社会保険料に、その主張する賞与額に相当する社会保険料を加えた額とほぼ一致することが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、A株式会社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、申立人に係る課税証明書から推計される厚生年金保険料控除額から、申立期間①は6万5,000円、申立期間②は59万6,000円、申立期間③は27万7,000円、申立期間④は59万6,000円、申立期間⑤は29万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は平成24年1月\*日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主と連絡が取れないことから回答を得ることができないが、申立期間において申立人と同様に同社から賞与を受けたとする複数の同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日は31万9,000円、同年12月26日は60万5,000円、16年6月30日は28万8,000円、同年12月27日は60万5,000円、17年6月30日は30万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から⑤までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年 6月30日  
② 平成15年12月26日  
③ 平成16年 6月30日  
④ 平成16年12月27日  
⑤ 平成17年 6月30日

A株式会社に勤務していた当時、賞与が支給されていたのに、国（厚生労働省）の記録では標準賞与額の記録が無い期間がある。

当時の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間について標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A株式会社においては、申立期間当時、申立期間に係る標準賞与額の届出が確認できないが、複数の同僚が、同社では申立期間①から⑤までにおいて、賞与を支給し、同賞与から厚生年金保険料を控除していたと供述している。

また、上記同僚のうち一人は、申立期間①から⑤までに係る賞与明細書を所持している上、同明細書から、当該同僚は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において、夏は給与支給額の2か月分、冬は給

与支給額の3か月分の賞与の支払いを受けていたと主張しているところ、B市から提出のあった市民税・都道府県民税所得課税証明書（以下「課税証明書」という。）によると、課税証明書に記載されている申立人の給与支払金額は、平成15年、16年及び17年において、オンライン記録にある申立人の標準報酬月額から推計される給与支払金額に、その主張する賞与額を加えた額とほぼ一致することが確認できる。

加えて、課税証明書に記載されている申立人の社会保険料控除額は、平成15年、16年及び17年において、オンライン記録にある申立人の標準報酬月額から推計される社会保険料に、その主張する賞与額に相当する社会保険料を加えた額とほぼ一致することが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、A株式会社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、申立人に係る課税証明書から推計される厚生年金保険料控除額から、申立期間①は31万9,000円、申立期間②は60万5,000円、申立期間③は28万8,000円、申立期間④は60万5,000円、申立期間⑤は30万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は平成24年1月\*日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主と連絡が取れないことから回答を得ることができないが、申立期間において申立人と同様に同社から賞与を受けたとする複数の同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの期間、同年4月から48年3月までの期間、59年7月から60年3月までの期間、62年1月から同年3月までの期間、平成4年2月から同年3月までの期間及び5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から47年3月まで  
② 昭和47年4月から48年3月まで  
③ 昭和59年7月から60年3月まで  
④ 昭和62年1月から同年3月まで  
⑤ 平成4年2月から同年3月まで  
⑥ 平成5年3月

申立期間①及び②は、婚姻前の期間であり、国民年金保険料は、毎月、A市役所において自分で納付した。

また、申立期間③から⑥までの期間は、婚姻後の期間であり、このうち申立期間③及び④は、毎月、近くの金融機関において、私が夫の国民年金保険料と一緒に納付し、申立期間⑤及び⑥は、毎月、自宅において、当時、取引のあった金融機関の担当者を通じ、夫の保険料と一緒に納付した。

国の記録では、申立期間①及び③について、国民年金保険料の免除期間となっているが、当時、保険料の免除制度について承知していなかったため、免除手続は行っていない。

国民年金保険料を納付したことを示す資料は無いが、保険料を納付していたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②については、毎月、A市役所において、申立期間③及び④については、毎月、近くの金融機関において、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当時、A市では3か月ごとに保険料を納付する

取扱いとなっており、申立人の主張と異なっている。

また、申立期間は6回、計31か月と長期間に及び、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい。

さらに、申立人は婚姻後の申立期間③から⑥までの期間の国民年金保険料は、申立人の夫の保険料と一緒に納付していたとしているところ、夫も当該期間について、申立人と同じく保険料が申請免除及び未納となっている。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。